

福井市社北地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市社北地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所を社北公民館内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は社北地区内の住民が総て健康で、文化的で楽しい生活を営むことができるように、相協力して福祉を増進し、明るい豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立
2. 福祉活動に対する住民の理解と関心をたかめ、地域ぐるみの福祉活動の実践（老人、児童、母子、保健、身障者の各種福祉事業）
3. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整
4. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は社北地区内居住の全住民世帯主を以て組織する。

第6条 本会の事業運営のため必要により専門部会を置くことができる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役職員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 常任理事 4名以内
理 事 若干名 監 事 2名 幹 事 2名

第8条 会長、副会長は理事会において選出し、総会において承認を受ける。常任理事、理事、幹事は会長が委嘱する。監事は自治会連合会の監事がこれにあたる。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

常任理事は会長の命をうけ会務を処理する。

幹事は本会の事務及び会計を処理し、議事運営を行う。

監事は会計を監査する。

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推選し、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 代 議 員

第12条 本会に代議員をおく。代議員は各自治会長の職にある者を会長が委嘱する。

第13条 代議員の任期は自治会長在任期間中とする。

第6章 協 力 員

第14条 本会に協力員をおくことができる。協力員は会長が委嘱し、会長の要請により本会の事業を支援する。

第15条 協力員の任期は1ケ年とする。但し、再任を妨げない。

第7章 会 議

第16条 会議は総会及び常任理事会、理事会の3種とする。

会議は会長が招集する。

第17条 総会は年1回これを開く。常任理事会および理事会は必要に応じ随時開く。

第18条 総会は役員、協力員、代議員の1/2以上の出席により成立する。

総会では次の事項を審議する。

庶務に関する事項、事業報告、事業計画、規約の変更、決算に関する事項、役員選任に関する事項、その他重要事項。

第19条 常任理事会は会長、副会長、常任理事、幹事で構成する。

常任理事会及び理事会に於いて審議する事項は次のとおりとする。

総会に附議する事項。その他事業実施上必要と認める事項。

第8章 会 計

第20条 本会の会計は、会費、寄附金、補助金、その他の収入を以てあてる。

第21条 本会に幹事を置き幹事は会長がこれを委嘱し、庶務会計を司るものとする。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日以後で終る。

附 則

1. この規約に必要な規定は理事会の議決を経て会長が定めることができる。
2. この規約は昭和57年4月1日より施行する。
3. この規約は平成28年4月15日より一部改正する
4. この規約は平成30年4月18日より一部改正する
5. この規約は平成31年4月10日より一部改正する